

平成十五年政令第四百七十九号

独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令

内閣は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第五条第七項、第十六条並びに附則第八条第一項、第二項及び第六項、第十條第二項、第十一條並びに第十三條から第十五條までの規定に基づき、この政令を制定する。

（評価委員の任命等）

第一条 独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「法」という。）第五条第六項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
二 文部科学省の職員 一人
三 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の役員 一人
四 学識経験のある者 二人

2 法第五条第六項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法第五条第六項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省高等教育局専門教育課において処理する。

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七條の四、第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項において準用する場合を含む。）
二 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第三十七條第三項及び第四項並びに第三十八條の二第一項、第九項及び第十項
三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書、第十五條第一項、第十七條第一項第一号（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第二十一條（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第八十二條第五項及び第六項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第八十三條第三項（同法第八十四條第三項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）及び第三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二條第一項ただし書（同法第五十七號）

- 四 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一條第二項、第二十條第二項（同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第五項
五 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十一條
六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十三年法律第九十一号）第十五條第一項（同法第六條第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四條第一項（同法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）
七 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十五條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）
八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二條第二項、第五十二條の二第二項（同法第五十三條第二項、第五十七條の三第一項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の七第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項
九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七條第四項及び第十三條
十 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十七條第二項
十一 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十條第一項第三号
十二 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六條第一項第三号
十三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三條第一項第三号
十四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五條

第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）並びに第百二十五條第一項ただし書（同法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）

- 四 麻葉及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十條の五
五 海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第十條第二項
六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三條第一項第二号及び第二号の二
七 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一條第二項、第二十條第二項（同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第五項
八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十一條
九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十三年法律第九十一号）第十五條第一項（同法第六條第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四條第一項（同法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）
十 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十五條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）
十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二條第二項、第五十二條の二第二項（同法第五十三條第二項、第五十七條の三第一項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の七第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項
十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七條第四項及び第十三條
十三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十七條第二項
十四 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十條第一項第三号
十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六條第一項第三号
十六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三條第一項第三号
十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五條

- 十八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一條十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五條（同法第三十七條第四項及び第三十九條第四項において準用する場合を含む。）
二十 景観法（平成十六年法律第百十号）第六條第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項
二十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五條第二項
二十二 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十五條第二項
二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五條第六項及び第七項並びに第三十三條第一項第三号
二十四 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二十五條
二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二條及び第十三條第二項
二十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六條ただし書、第八條第一項並びに第四十三條第三項及び第五項並びに同法第三十五條第一項（同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四條第三項において準用する同法第八十三條第三項
二十七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二百二十四條において準用する場合を含む。）
二十八 前項の規定により土地収用法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定（これらの規定を同法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えられるものとする。

Table with 2 columns: 上欄 (Upper column) and 下欄 (Lower column). It lists specific legal provisions and their corresponding replacement text for the purpose of applying the Land Acquisition Act.

Table with 2 columns: 支分部局長 (Branch Chief) and 機構 (Institution). It details the application of the Act to various administrative divisions and the institution itself.

附則

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 法附則第八條第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）次条及び附則第四條第二項において「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第七條の十三に規定する高等専門学校（以下「旧国立高等専門学校」という。）に所属する土地、建物、工作物及び船舶（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。附則第四條第一項第一号及び第八條第一項において「土地等」という。）のうち、文部科学大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務

二 機構の成立の際現に旧国立高等専門学校に使用されている物品のうち、文部科学大臣が指定するものに関する権利及び義務

三 機構の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであって、文部科学大臣が指定するもの（権利及び義務の承継の時期）

第三条 前条各号に規定する権利及び義務は、機構の成立の時に於いて機構が承継する。ただし、整備法附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた国立学校特別会計（次条第二項及び附則第七條第一項において「旧特別会計」という。）における平成十五年度の収入及び支出に関する事務に係るものについては、同年度の決算が完了した時において機構が承継する。

（権利及び義務の承継の時期）
第三条 前条各号に規定する権利及び義務は、機構の成立の時に於いて機構が承継する。ただし、整備法附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた国立学校特別会計（次条第二項及び附則第七條第一項において「旧特別会計」という。）における平成十五年度の収入及び支出に関する事務に係るものについては、同年度の決算が完了した時において機構が承継する。

(権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産等)

第四条 法附則第八条第二項の政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 附則第二条第一号の規定により指定された土地等
- 二 附則第二条第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち文部科学大臣が指定するもの

2 法附則第八条第二項の政令で定める負債は、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)附則第二十一項の規定により旧特別会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れられるものとされた繰入金に係る負債とする。

(出資の時期)

第五条 法附則第八条第一項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同条第二項に規定する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

(評価に関する規定の準用)

第六条 第一条の規定は、法附則第八条第五項の評価委員その他評価について準用する。この場合において、第一条第一項中「必要の都度、次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と、同項第三号中「役員」とあるのは「役員(機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第十五条第一項の設立委員)」と読み替へるものとする。

第七条 法附則第十条第一項の規定による貸付金(以下この条において「承継貸付金」という。)の償還期間は、次の各号に掲げる承継貸付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 平成十三年度において産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額に係る承継貸付金 三年
- 二 平成十四年度において産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額に係る承継貸付金 四年(一年の据置期間を含む。)
- 三 前項に規定する期間は、機構の成立の日から起算する。
- 四 承継貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、承継貸付金の全部又は一部について、

前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第十条第一項の規定により独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)附則第四条第五項の規定が適用される場合における独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令(平成十二年政令第百三十六号)附則第六項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第百七十九号)附則第七條第四項」とする。

(国有財産の無償使用)

第八条 法附則第十一条第一項の政令で定める国有財産は、機構の成立の際現に専ら旧国立高等専門学校に使用されている土地等とする。

2 前項の国有財産については、独立行政法人通則法第十四条第一項の規定により指名を受けた理事長となるべき者が機構の成立前に申請したときに限り、機構に対し、無償で使用させることができる。

3 法附則第十一条第二項の規定により国が機構に無償で使用させることができる国有財産及び当該国有財産の使用に關し必要な手続は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

(不動産に関する登記の特例)

第九条 機構が法附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利についてすべき登記については、機構を国とみなして、司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第六十八條第一項、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六十三條第一項、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十六條、第百六條及び第百七條並びに不動産登記令(平成十六年政令第百七十九号)第七條第一項第六号(同令別表の七十三の項(添付情報欄口を除く。))に係る部分に限る。)及び第二項並びに第十七條第二項の規定を準用する。この場合において、同法第百六條第一項中「遅滞なく、登記義務者の承諾を得て」とあるのは「遅滞なく」と、同令第七條第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは「独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人国立高等専門学校機構の役員又は職員」と読み替へるものとする。

第十条 法附則第十四條の規定により機構を国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権

限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、「独立行政法人国立高等専門学校機構を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中「行政庁(国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。))の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「独立行政法人国立高等専門学校機構」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中「行政庁」とあるのは「独立行政法人国立高等専門学校機構」と、同法第八条本文中「第二条、第五條第一項、第六条第二項、第六條の二第四項若しくは第五項、第六條の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五條第一項又は第六條第二項」と、「行政庁」とあるのは「独立行政法人国立高等専門学校機構」とする。

(電波法等の適用に関する経過措置)

第十一条 機構の成立前に電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第百二十四号)、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第百五十二号)、麻薬及び向精神薬取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)、銃砲刀剣類所持等取締法、下水道法又は電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の規定により旧国立高等専門学校について国に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為があつて、法附則第八条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法律の規定により機構に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 機構の成立前に電波法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、水道法、銃砲刀剣類所持等取締法、下水道法又は電気事業法

の規定により旧国立高等専門学校について国がしている届出その他の行為であつて、法附則第八条第一項の規定により機構が承継することとなる権利及び義務に係るものは、機構の成立後は、それぞれの法律の規定により機構がした届出その他の行為とみなす。

(港湾法等の適用に関する経過措置)

第十二条 機構の成立前に旧国立高等専門学校について国が港湾法の規定により港湾管理者とした協議に基づく行為、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の規定により道路管理者にした協議に基づく占有、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占有若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為、道路法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占有、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占有若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為、道路法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占有、

海沿岸法の規定により河川管理者にした協議に基づく占有若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為又は河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく行為、道路法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占有、

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十三条 機構の成立前に経過措置の報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき、機構の業務に係る行政文書に關して文部科学大臣(同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。))がした行為及び文部科学大臣に対してされた行為は、機構の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為とみなす。

附則 (平成一六年四月二日政令第一六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年五月十五日)から施行する。

附則（平成一六年二月一五五政令第三九六号）抄

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成一六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成一六年二月一五五政令第三九九号）抄

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成一七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年五月二五五政令第一八二号）抄

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成一七年六月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二九日政令第二六二号）抄

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年九月一日）から施行する。

附則（平成一八年九月二二日政令第三一〇号）抄

1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一八年九月三十日）から施行する。

附則（平成一八年二月八日政令第三七九号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成一八年十二月二十日）から施行する。

附則（平成一八年二月二二日政令第三九五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号）抄

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日政令第二七九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二三年二月二六日政令第四二七号）抄

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附則（平成二七年一月一五五政令第六四号）抄

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年一月十八日）から施行する。

附則（平成二八年一月三〇日政令第三六四号）抄

1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年一月九日政令第三〇八号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。

第十四条 経過期間における附則第五条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十八条第一項第二十五号、附則第六条の規定による改正後の独立行政法人水資源機構法施行令第五十六条第一項第二十四号、附則第七条の規定による改正後の国立大学

法人法施行令第二十五条第一項第四十八号、附則第八条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第二条第一項第二十六号、附則第十条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構法施行令第十六条第一項第三十四号、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四条第一項第二十七号及び附則第十二条の規定による改正後の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令第十六条第一項第二十五号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項」とあるのは、「第三十九條第三項及び第五項」とする。

附則（令和元年六月一九日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附則（令和元年一月七日政令第一五〇号）抄

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附則（令和二年九月四日政令第二六八号）抄

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二九日政令第二九六号）抄

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和四年一〇月二八日政令第三三五号）抄

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附則（令和四年二月二三日政令第三九三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

附則（令和五年九月一三日政令第二八〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するため建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年四月一九日政令第一七二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するため建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。